

海外 OTA・訪日メディアを通じたマナー等情報発信業務仕様書

1. 業務名

海外 OTA・訪日メディアを通じたマナー等情報発信業務

2. 目的

文化や価値観の違い、世界遺産集落をテーマパークと勘違いしていることなどに起因する外国人観光客の問題行動（マナー違反）をめぐる地域との摩擦について、海外 OTA・訪日メディアに対して白川郷レスポンスブル・ツーリズム等の広告を通じて情報発信することにより、白川村独自の観光のマナーの定着を進め、地域の負荷軽減だけではなく、観光客の満足度の向上も図る。

3. 契約期間

契約締結の日から令和7年2月14日（金）まで

4. 委託金額

上限 3,850 千円（消費税および地方消費税の額を含む）。

5. 業務実施体制

委託業務の実施にあたっては、村及び関係者との連絡調整が迅速に行えるよう体制を整えること。また、障害発生時に速やかな対応ができるような体制も整えること。

6. 業務内容

海外 OTA・訪日メディアを通じたマナー等の啓発広告に関する以下の業務

- ・ 2019 年、2023 年の訪日観光客上位 5 地域から 2 地域以上を選び、マナー等の広告（情報発信）を行う。ただし、広告の期間は契約の期間内で設定すること
- ・ 下表の周知を図る内容①（白川郷レスポンスブル・ツーリズム）の情報発信を必須とし、可能な範囲で周知を図る内容②（白川郷すんなり旅ガイド シラカワ・ゴーイング）の情報発信も行う
- ・ 効果測定の結果を含む業務報告書の作成
- ・ 本業務の遂行に必要な場合は、村（発注者）と受託者の協議により本業務の契約限度額を超えない範囲で追加、変更又は削除することができるものとする

2019 年訪日観光客上位 5 地域

国名	人数（人）	割合（％）
1．台湾	209,966	20.61
2．タイ	158,625	15.57
3．香港	142,860	14.02
4．中華人民共和国	138,631	13.60
5．インドネシア	54,998	5.40

2023 年訪日観光客上位 5 地域

国名	人数（人）	割合（％）
1.台湾	166,985	25.36
2.タイ	76,086	11.56
3.香港	61,616	9.36
4.インドネシア	40,296	6.12
5.大韓民国	38,229	5.81

表：周知を図る内容

周知を図る内容① (白川郷レスポンシブル・ツーリズム)	周知を図る内容② (白川郷すんなり旅ガイド シラカワ・ゴーイング)
日本語 https://www.vill.shirakawa.lg.jp/srt/ 英語 https://www.vill.shirakawa.lg.jp/srt-en/ 中国語簡体字 https://www.vill.shirakawa.lg.jp/srt-cn/ 中国語繁体字 https://www.vill.shirakawa.lg.jp/srt-tw/ フランス語 https://www.vill.shirakawa.lg.jp/srt-fr/	日本語 https://shirakawa-going.jp/index.html 英語 https://shirakawa-going.jp/en/ 中国語簡体字 https://shirakawa-going.jp/cn/ 中国語繁体字 https://shirakawa-going.jp/tw/ フランス語 https://shirakawa-going.jp/fr/

7. 業務完了後の提出書類 ・業務完了届

- ・業務報告書 A 4 版（縦横は任意） 1 部
- ・掲載媒体等、広告が掲載されたことが確認できる書類 1 部
- ・その他本業務で作成した資料等 1 式
- ・提出期限 令和 7 年 2 月 1 4 日（金）

8. 提出書類の提出先及び担当部局

白川村役場観光振興課

〒501-5692 岐阜県大野郡白川村鳩谷517番地

TEL: 05769-6-1311

Email: kose-tomoyuki@vill.shirakawa.lg.jp

9. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受注者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、白川村個人情報保護条例（平成14年白川村条例第9号）、白川村個人情報保護条例施行規則（平成14年白川村規則第4号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

村及び受注者は、委託業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

10. 著作権等の取扱いについて

別添著作権等取扱特記事項のとおりとする。

11. 業務の継続が困難となった場合の措置

村と受注者との契約期間中において、受注者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、村は契約の取消しができる。この場合、村に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。なお、次期受注者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、村及び受注者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

12. 「契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがあ

る。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、村に履行期間の延長変更を請求することができる。

13. その他

本仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、両者協議の上、業務を進めるものとする。